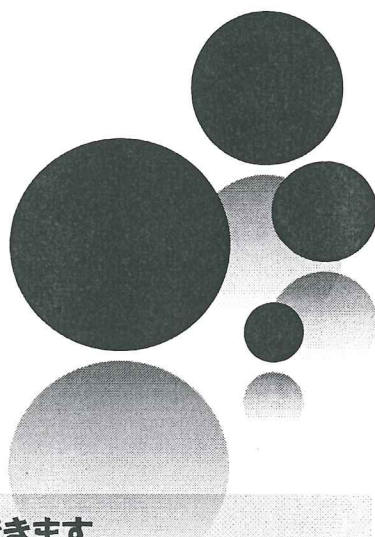


2015 夏 税理士オープンフェス

税法科目攻略セミナー -相続税法-

「知らなきゃ困る 相続税！」



各コース初回講義を無料で体験受講できます。
開講日に、各校受付へ直接お越しください(予約不要)。

※ コースの開講日につきましては、「税理士パンフレット」をご覧ください。

目次

ページ

テーマ1 相続税法の選択のススメ	2
テーマ2 相続とは?	4
テーマ3 相続税の計算方法	8
テーマ4 贈与税の計算方法	16
テーマ5 各コースの特徴	22

テーマ 1 相続税法の選択のススメ

「相続とは？」この問いかけに多くの人は、「言葉は聞いたことがあるけど、実際には何をどうするのかよくわからない」といった考えをお持ちではないでしょうか。

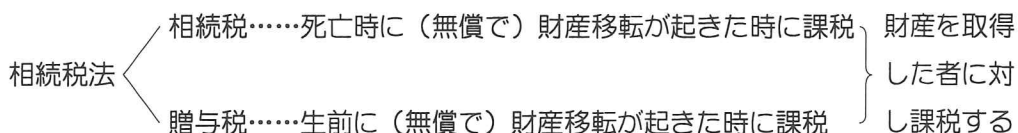
この相続とは、人の死亡を契機としてその人が所有していた財産等が無償で別の人へ移転することを表します。

この移転に国は着目し、無償で財産等を取得した人に対し、富の再分配を考慮し相続税を課することとしています。この相続税を課す法律が「相続税法」です。

しかし、相続税は死亡時の財産移転について課されるため、生前に財産を移転してしまえば相続税が回避されることになります。そこで生前の財産移転についても贈与税を課することにしています。

このように「相続税法」は、相続税及び贈与税という2つの税目について規定しており、一税法二税目という他の税法にはない特徴を持っています。

【図 解】



1 学習のススメ

この相続税及び贈与税は財産に対する課税や税金計算の方法が特殊であったり、様々な優遇規定が設けられています。したがって、受験科目としてしっかり学習しておかなければ、なかなか実務上有用な知識を得ることができません。

また、平成27年1月1日からの税制改正に伴い、相続税及び贈与税の計算方法が変わっています。

さらに近年の高齢化や、事業承継、生前の贈与のプランニングなど、相続税法に対する注目は高まっており、税理士としてこれから活躍していこうとする場合に、この相続税又は贈与税は避けては通れません。

2 受験科目選択のススメ

(1) 本試験の特徴

近年の本試験においては、理論、計算共に出題内容がパターン化していますので、対策が立てやすく、過去の本試験問題の傾向に合わせた学習が、そのまま結果となって表れやすい科目であるといえます。

(2) 本試験の出題傾向

本試験は、理論50点、計算50点の合計100点で出題されます。

① 理論問題

基本的に2題出題されますが、近年の本試験においては、TACで予想する30題（Aランク10題、Bランク10題、Cランク10題）のうち、基本的にAランク及びBランクから出題されています。

② 計算問題は、財産評価（それぞれの財産の価額をいくらとするかを計算すること）に重点を置いた、納付すべき相続税額を求めさせる総合問題になっています。TACは特に財産評価ついて近年の本試験の傾向を踏まえた論点の学習をしていきます。

(3) 合格率

近年の合格率は次のとおりです。

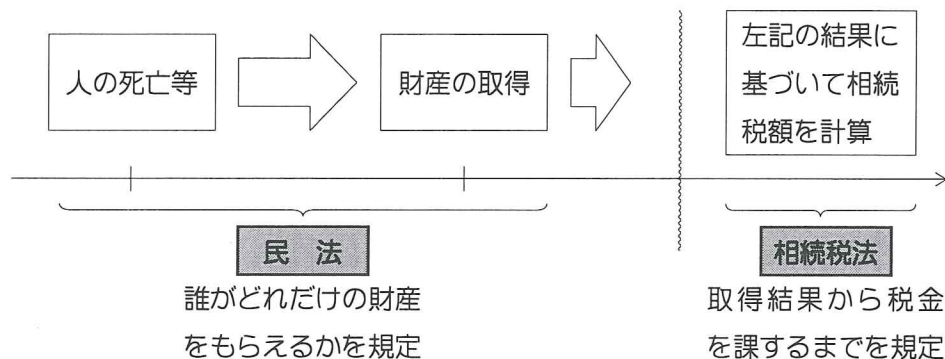
	2012年(第62回)	2013年(第63回)	2014年(第64回)
合 格 率	$\frac{524 \text{ 人}}{4,091 \text{ 人}}$ 12.8%	$\frac{478 \text{ 人}}{4,100 \text{ 人}}$ 11.7%	$\frac{524 \text{ 人}}{4,073 \text{ 人}}$ 12.9%
合 格	第1問 45点	第1問 44点	第1問 43点
確 実	第2問 40点	第2問 40点	第2問 44点
ラ イ ソ	合 計 85点	合 計 84点	合 計 87点

テーマ 2 相続とは？

人が死亡した場合には、その死亡した人が所有していた財産をどのように分けていくかという問題に直面します。この人の死亡に伴う財産の移転は民法に定められています。

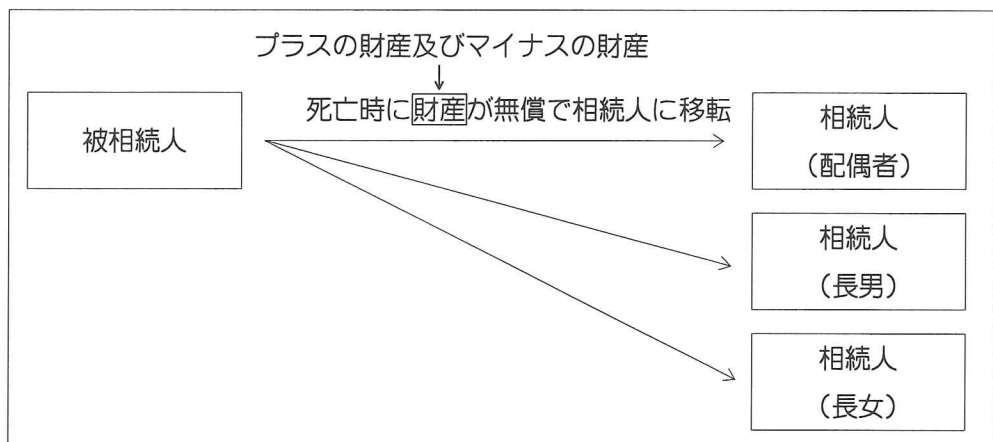
民法には、人が死亡した場合のその死亡した者に属する財産（遺産）の取扱い等について定められており、民法の規定による取得の結果に基づいて、相続税法において相続税額を計算することについて定められています。したがって相続税法を学習するには民法の基礎知識が必要となります。

【図 解】



Q1 相続って何？

- A 人が死亡した場合に、その死亡した人（被相続人）が所有していた財産を、無償で遺族（相続人）に承継させることをいいます。なお、財産にはプラスの積極財産だけではなく、マイナスの消極財産も含まれます。



Q2 誰が相続人になれるの？

- A** 被相続人の財産を、相続により承継する遺族のことを「相続人」といいます。相続人となることができる人は民法で規定されており、被相続人の配偶者（配偶者相続人）及び被相続人の血族（血族相続人）が相続人となります。

なお、被相続人の血族相続人は相続人となる優先順位が決められています。

【図 解】



配偶者相続人	血族相続人	
配偶者	第一順位	子
	第二順位	直系尊属※
	第三順位	兄弟姉妹

血族相続人は、優先順位が決まっている！

※ 直系尊属とは、被相続人の父母又は祖父母等をいいます。

Q3 財産は自由に分けて良いの？

- A** 被相続人の財産は相続人間で協議により分割します。その際、相続人全員の合意があれば、どのように分割しても構いません。

また、民法においては相続人同士で争わないように、各相続人が取得すべき財産の割合（相続分）を定めています。

【図 解】

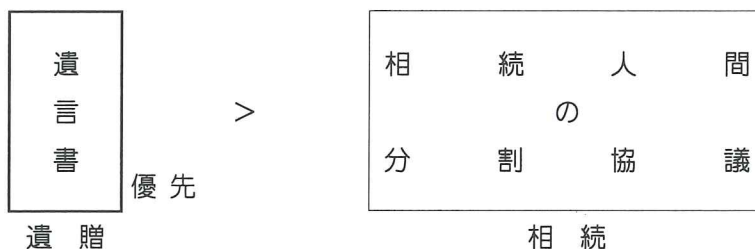
配偶者相続人		血族相続人	
配偶者	$\frac{1}{2}$	第一順位	子 $\frac{1}{2}$
配偶者	$\frac{2}{3}$	第二順位	直系尊属 $\frac{1}{3}$
配偶者	$\frac{3}{4}$	第三順位	兄弟姉妹 $\frac{1}{4}$

※ 血族相続人が複数存在する場合は均等に分割します。

Q4 遺言書がある場合には？

A 遺言書とは被相続人が自分の財産を誰に遺すかを書面にて書き記したものをいいます。これは相続人間で争わないように、また、特定の財産を特定の相続人へ承継させたい場合などに活用されます。この遺言書による財産の移転を「遺贈」といいます。

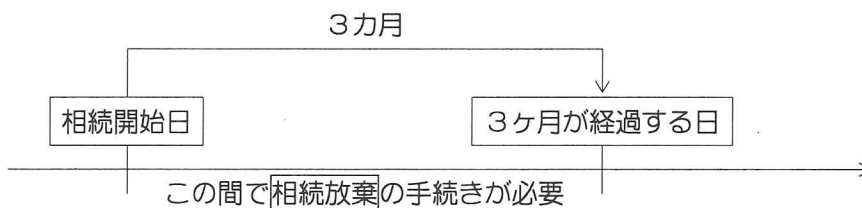
被相続人が財産に関する遺言を残していた場合には、基本的にこれを遵守してその遺言どおりに財産を取得することとなります。



Q5 財産をもらいたくないときは？

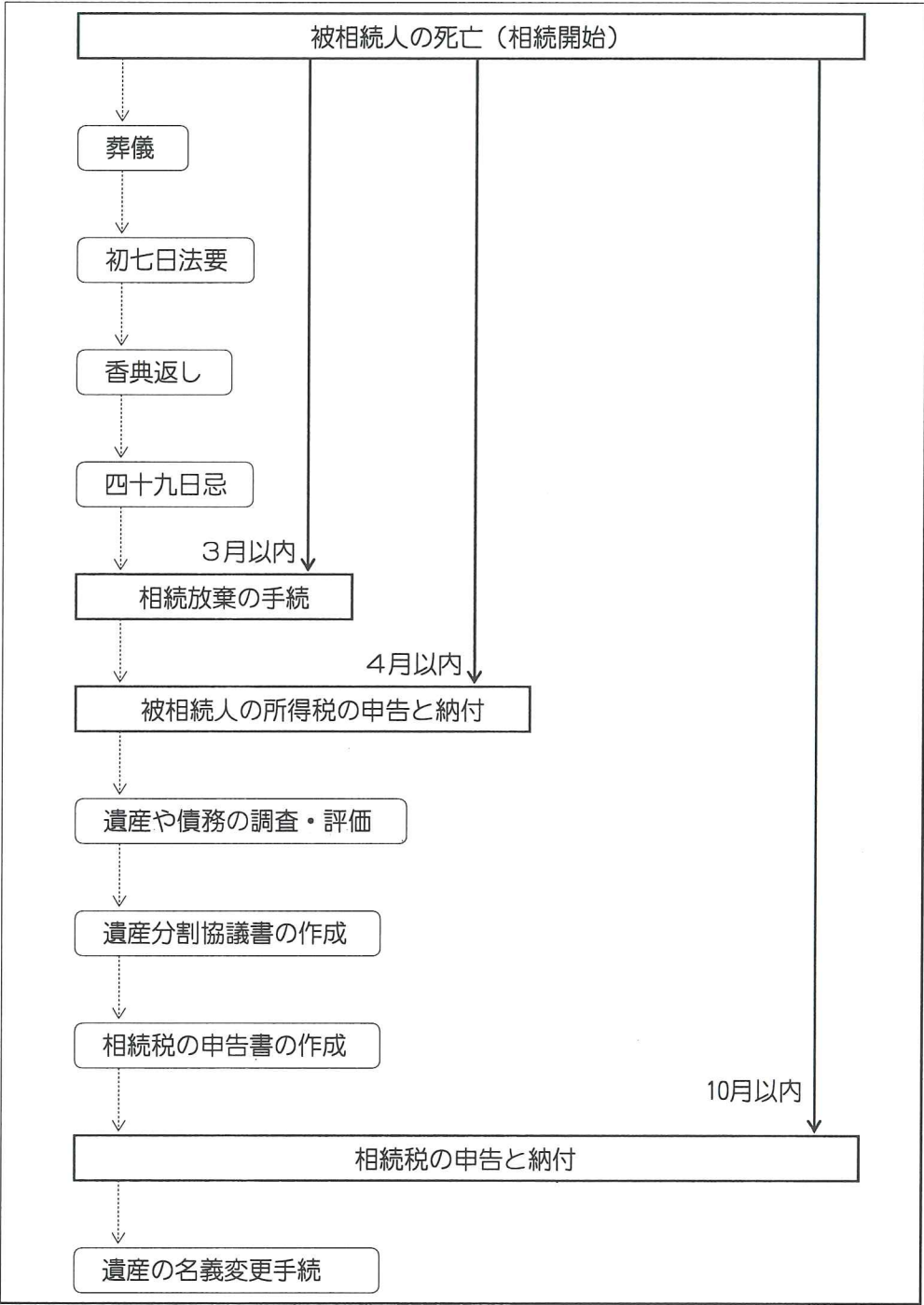
A 相続人が被相続人の財産を取得したくない場合には、相続開始日から3ヶ月以内に家庭裁判所に「相続放棄」の手続を行うことによって、財産を取得しないようにすることができます。

【図 解】



☒ 相続税の申告手続の流れ

相続は、家族の突然の死亡から開始し、そして葬儀などの行事がたてこむことから相続税の申告期限までの期間は精神的にも短く感じ、実際物理的にも短いものです。ですからできるだけ早めに、そして相続人全員が協力をして進めていくことが望まれます。一般的に次のようなスケジュールで相続税の申告を行います。



テーマ 3

相続税の計算方法

相続税は、被相続人から取得した財産に対して課される「財産課税」という特徴をもっています。

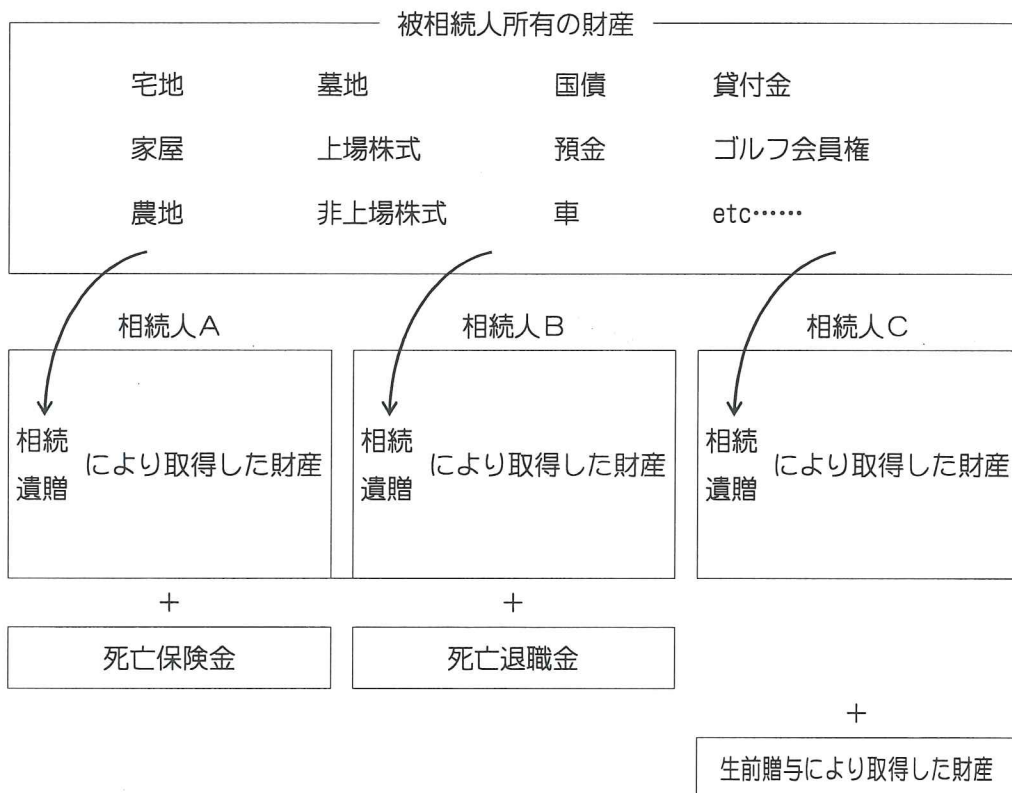
したがってその税金計算は他の税金の計算方法と異なる独特の計算方法となります。

Q1 相続税はどんな財産にかかるの？

A 原則として相続人が相続又は遺贈により取得した被相続人の所有していた土地、家屋などの不動産、有価証券（株式や債券）、預貯金又は家庭用財産など、金銭に見積もることができるすべての財産が相続税の対象となります。

なお、この他にも被相続人が死亡したことにより保険会社から支払われる死亡保険金や被相続人の死亡退職に伴う死亡退職金は、被相続人が死亡したことによって相続人が利益を受けるため相続税の対象とされます。

また、その被相続人から生前に相続人に対して贈与をした一定の贈与財産なども相続税の対象となります。



Q2 相続税がかからない財産は？

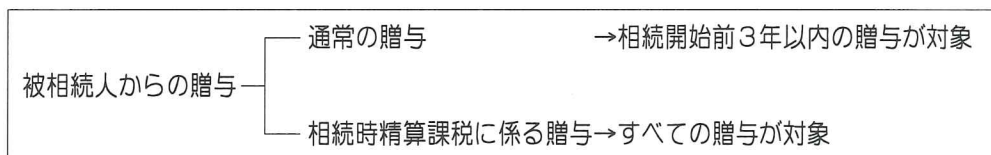
- A** 相続人の生活保障を考慮して、死亡保険金と死亡退職金の一部は相続税の非課税となります。

また、墓地等も祖先崇拜の慣行を尊重する意味から非課税となります。その他にも、公益事業業用財産や国等へ寄付した財産などは非課税になります。

Q3 相続税の計算に加算される贈与財産とは？

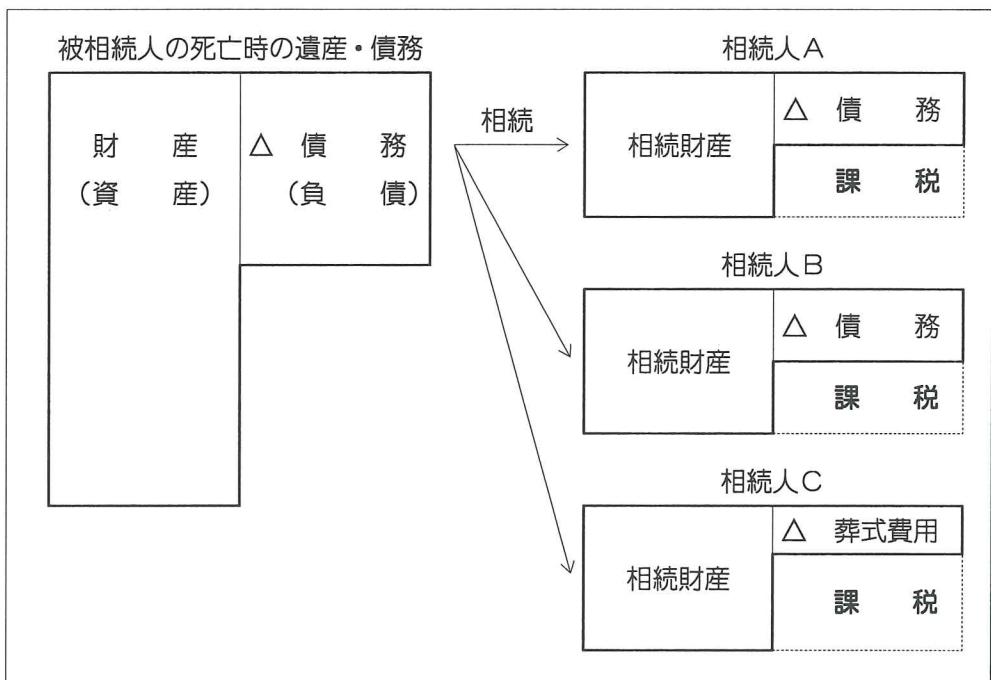
- A** 被相続人の相続開始前3年以内にその被相続人から受けた贈与財産は相続税の計算対象となります。

また、その被相続人からの贈与につき相続時精算課税に係る贈与を選択している場合には、その贈与はすべて相続税の計算対象となります。



Q4 被相続人の借金や葬式費用は？

- A** 被相続人の債務や葬式費用を相続人が負担した場合には、その相続税の計算上、控除することができます。



Q5 財産の金額の算定はどうやってするの？

A 相続税を計算するためには、被相続人から相続人が相続又は遺贈により取得した財産を、すべて金額で表す必要となります。これを「財産評価」といいます。

この金額は相続開始時の時価とされていますが、具体的には財産評価基本通達の定めに従って評価をすることとなります。

Q6 具体的に個々の財産の評価方法は？

A 主な財産評価は次のとおりです。

(1) 宅地 クローズアップ 1

宅地の評価方法には【路線価方式】と【倍率方式】の2つがあります。

【路線価方式】

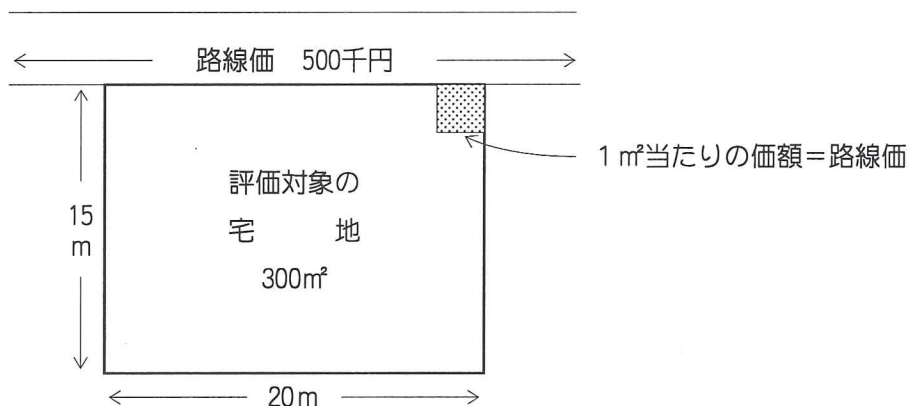
路線価が定められている地域（都心部）の評価方法です。

「路線価図」に基づいて評価します。

路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地1㎡当たりの価額のことです。

$$\text{宅地の価額} = \text{路線価} \times \text{各種補正率} \times \text{その宅地の面積}$$

（具体例）



【倍率方式】

路線価が定められていない地域の評価方法です。

「評価倍率表」に基づいて評価します。

$$\text{宅地の価額} = \text{固定資産税評価額} \times \text{倍率}$$

(2) 家屋

固定資産税評価額 により評価します。

(3) 上場株式

次の①から④までの価額のうち、最も低い価額によります。

- ① 相続があった日の終値
- ② 相続があった月の終値の月平均額
- ③ 相続があった前月の終値の月平均額
- ④ 相続があった前々月の終値の月平均額

(4) 非上場株式 クローズアップ 2

その会社の規模の大小、株主の態様などに応じ、次のような方式により評価します。

- ① 類似業種比準方式
- ② 純資産価額方式
- ③ ①と②の併用方式
- ④ 配当還元方式

(5) 預貯金

次により評価します。

相続日現在の預入残高＋相続日に解約とした場合の既経過利子（源泉後）

(6) 車

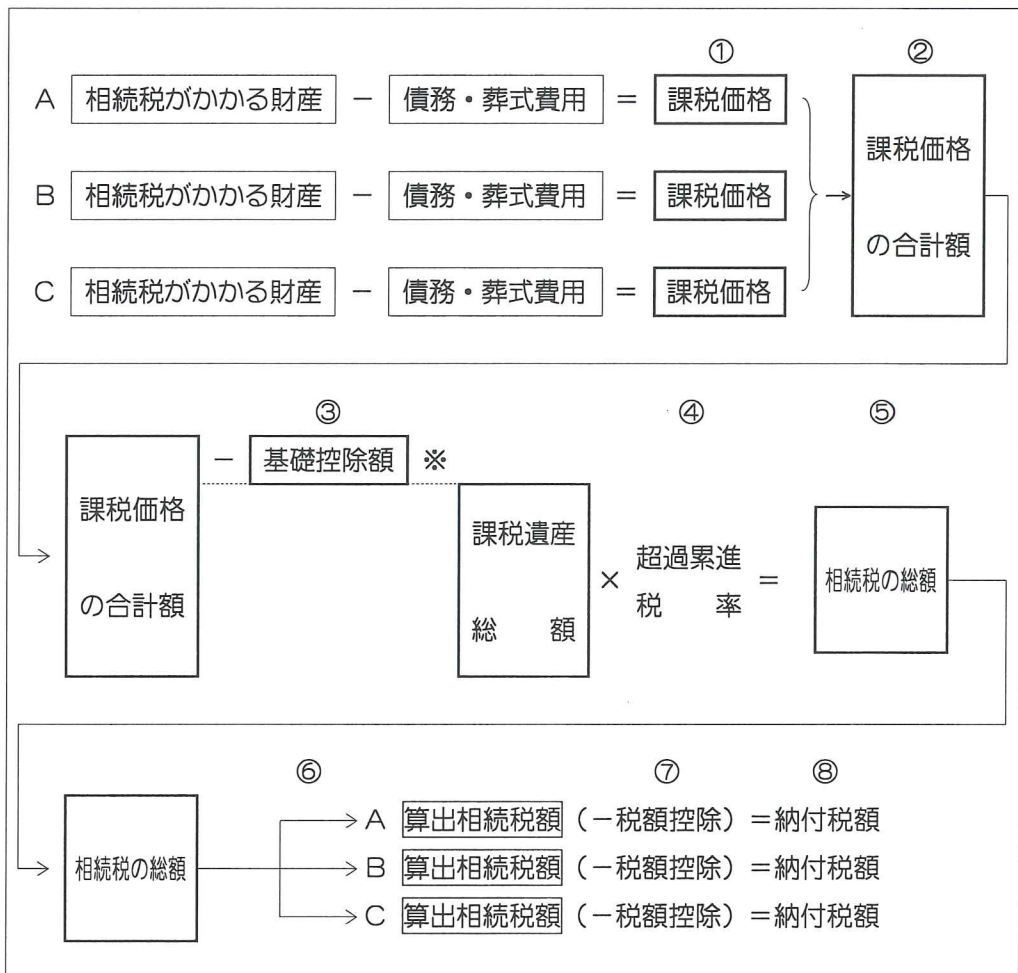
類似品の売買価額など を参考として評価します。

Q7 相続税の計算の流れは？

A 次のような流れで相続税額は計算します。

- ① 各相続人が取得した相続税がかかる財産（死亡保険金、死亡退職金、一定の生前贈与を含み、非課税財産を考慮）から債務・葬式費用の金額を控除し、各相続人の相続税の課税価格を確定します。
- ↓
- ② 各相続人の相続税の課税価格をいったん合計します。
- ↓
- ③ ②から基礎控除額を控除します。
- ↓
- ④ ③に税率を乗じます。
- ↓
- ⑤ 相続税の総額を計算します。
- ↓
- ⑥ ⑤を各相続人に割り振ります。
- ↓
- ⑦ 各人の状況に応じて税額控除等により税額調整を行います。
- ↓
- ⑧ 各人の納付すべき相続税額が確定します。

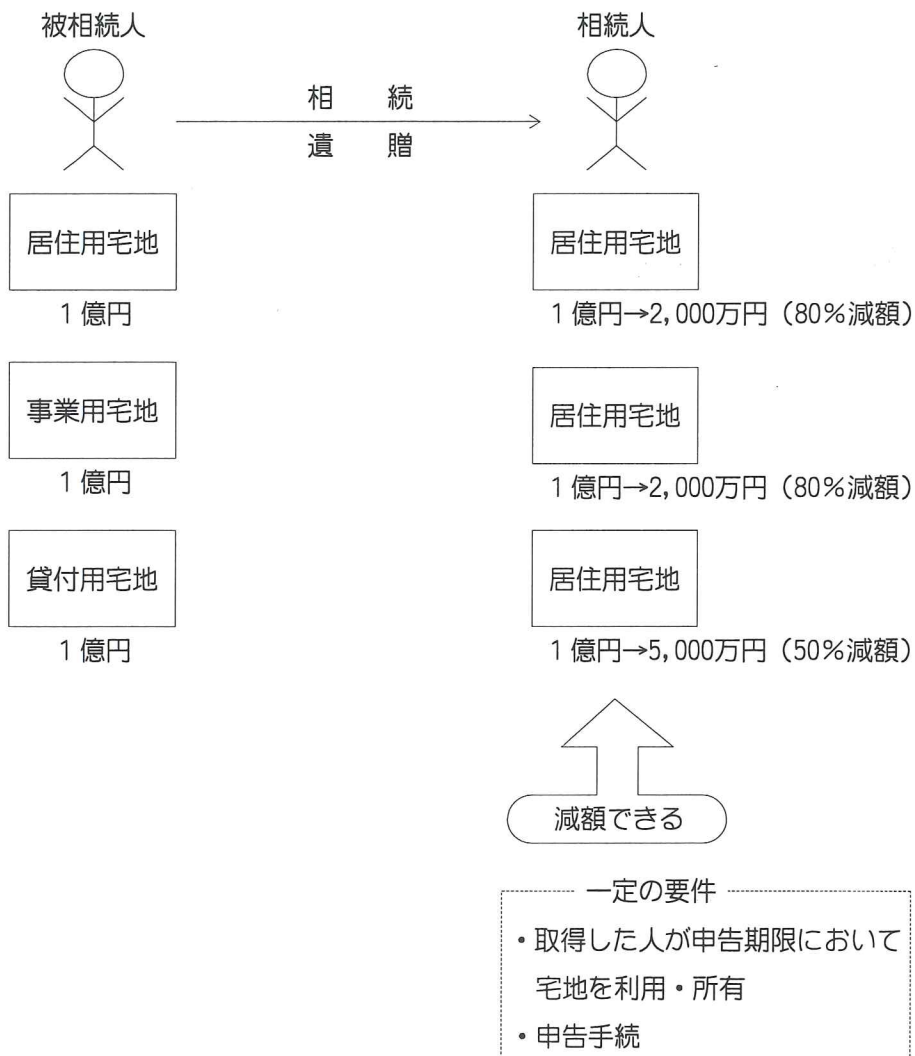
🔒 クローズアップ 3



※ 基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 相続人の数

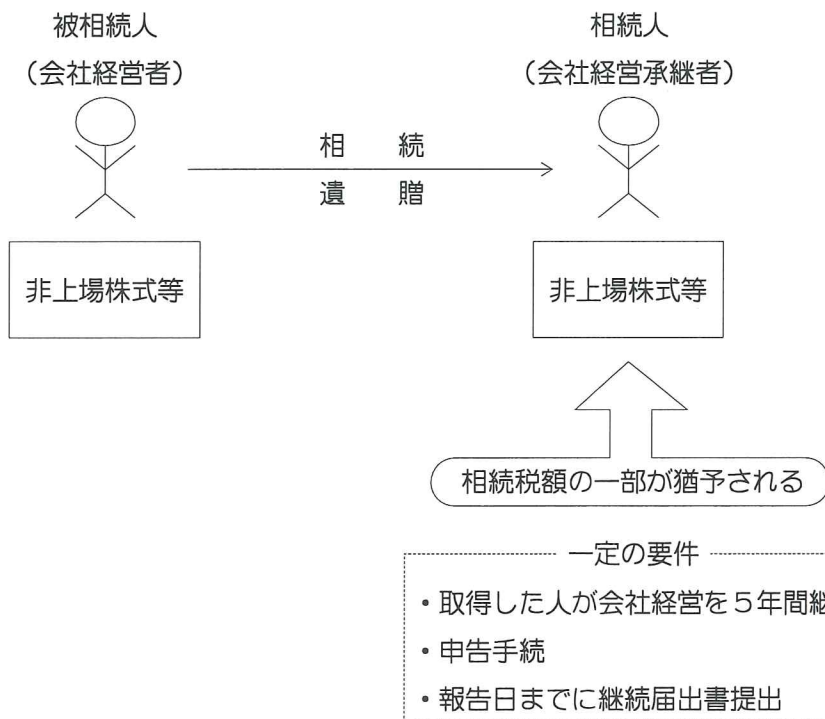
🔍 クローズアップ 1 ～ 小規模宅地等の特例 ～

相続又は遺贈により取得した宅地等は、相続税の申告期限までに一定の要件を満たしていれば、その宅地等の評価額を減額できます。



🔍クローズアップ 2 ～ 非上場株式等の納税猶予 ～

相続又は遺贈により取得した非上場株式等は、相続税の申告期限までに一定の要件を満たしていれば、その非上場株式等に係る相続税額の一部が猶予されます。



※ 猶予とは、一定の要件を満たす場合に限り、納税を待ってもらえることをいいます。したがって、その要件を満たさなくなったときには、猶予は打ち切れ利子税と併せてその猶予されていた税額を納付することになります。

🔍クローズアップ 3 ～ 配偶者に係る相続税額の軽減 ～

被相続人の配偶者は、次の場合には納付すべき相続税額が算出されません。

ケース1 : 配偶者が被相続人から取得した財産が1億6千万円以下の場合

ケース2 : 配偶者が被相続人から取得した財産が相続分以下の場合

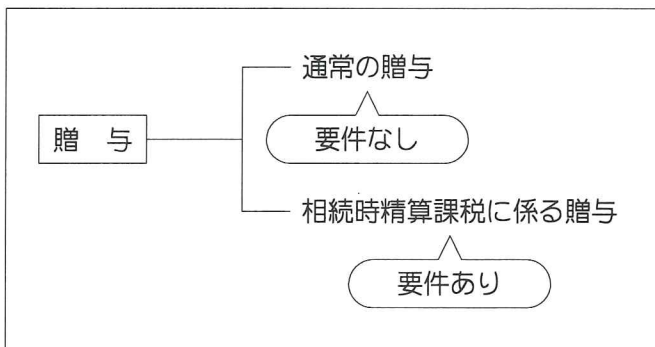
テーマ 4

贈与税の計算方法

生前に人から財産を無償移転することを贈与といいます。この贈与により財産を取得した人は贈与税が課せられることになります。この贈与税に関する規定も相続税法に定められています。

Q1 贈与税の計算方法は？

- A 贈与税の計算方法は、通常の贈与税の計算方法と一定の要件を満たす場合に選択できる相続時精算課税に係る贈与税の計算方法の2種類があります。



Q2 通常の贈与税の計算方法は？

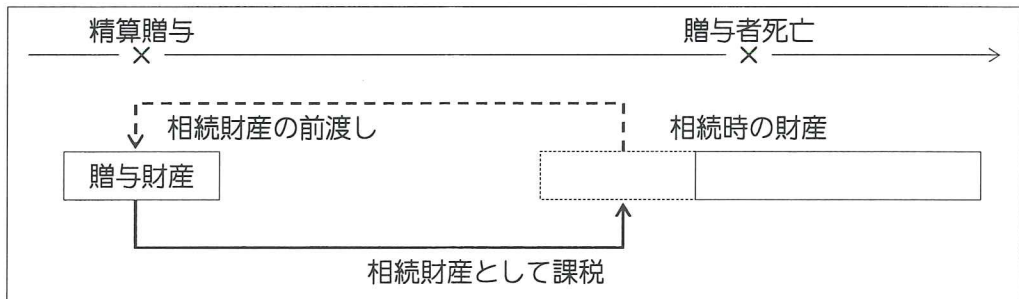
- A 贈与者を問わず、受贈者ごとに、1 暦年単位で、次のように計算します。

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{贈与により取得した財産} \\ \hline \text{（＝贈与税の課税価格）} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除額} \\ \hline \text{110万円} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{超過累進} \\ \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} = \text{算出贈与税額}$$

※ 贈与者の配偶者が贈与で取得した居住用不動産で一定の要件を満たすものについては、贈与税の課税価格から贈与税の配偶者控除として最大2,000万円を控除することができます。

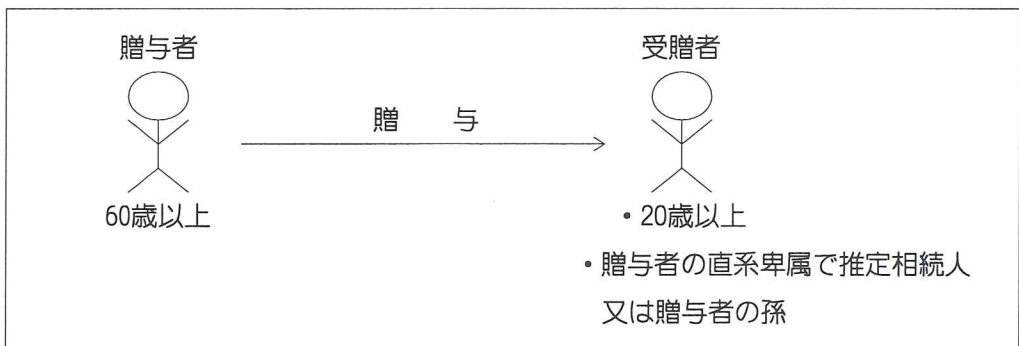
Q3 相続時精算課税に係る贈与とは？

- A** 相続財産の前渡しとしての性格をもつ贈与をいいます。したがって、贈与した財産はその贈与者の死亡に係る相続税の計算上、すべて相続財産として課税されることになります。



Q4 相続時精算課税に係る贈与を選択できる場合の要件は？

- A** 次に示す要件が必要です。



Q5 相続時精算課税に係る贈与税の計算方法は？

- A** 贈与者ごとに、かつ、受贈者ごとに、1暦年単位で、次のように計算します。

$$\left[\begin{array}{|l|} \hline \text{贈与により取得した財産} \\ \text{(= 贈与税の課税価格)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|l|} \hline \text{特別控除額} \\ \text{2,500万円} \\ \hline \end{array} \right] \times 20\% = \text{算出贈与税額}$$

Q6 相続時精算課税に係る贈与のメリット及びデメリットは？

- A** 贈与税の計算上は特別控除額があるため、通常の贈与に比べて贈与税負担が軽くなる点がメリットです。

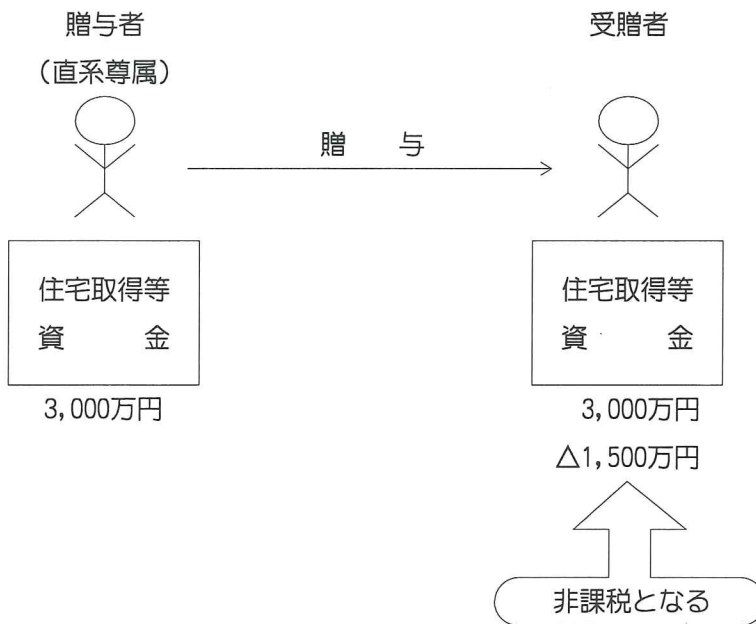
しかし、相続時精算課税に係る贈与財産は、その贈与者の将来の相続税の計算上、すべて相続税の計算上取り込まれることになります。

Q7 贈与税の計算上における優遇規定は？

A 財産ごとに優遇規定を示すと次のとおりとなります。

(1) 金銭（住宅取得目的）→ 住宅取得等資金の贈与税の非課税

受贈者が贈与により取得した住宅取得等資金は、贈与税の申告期限までに一定の要件を満たしていれば、平成27年の贈与税の計算上は、非課税財産として最大1,500万円が課税されません。

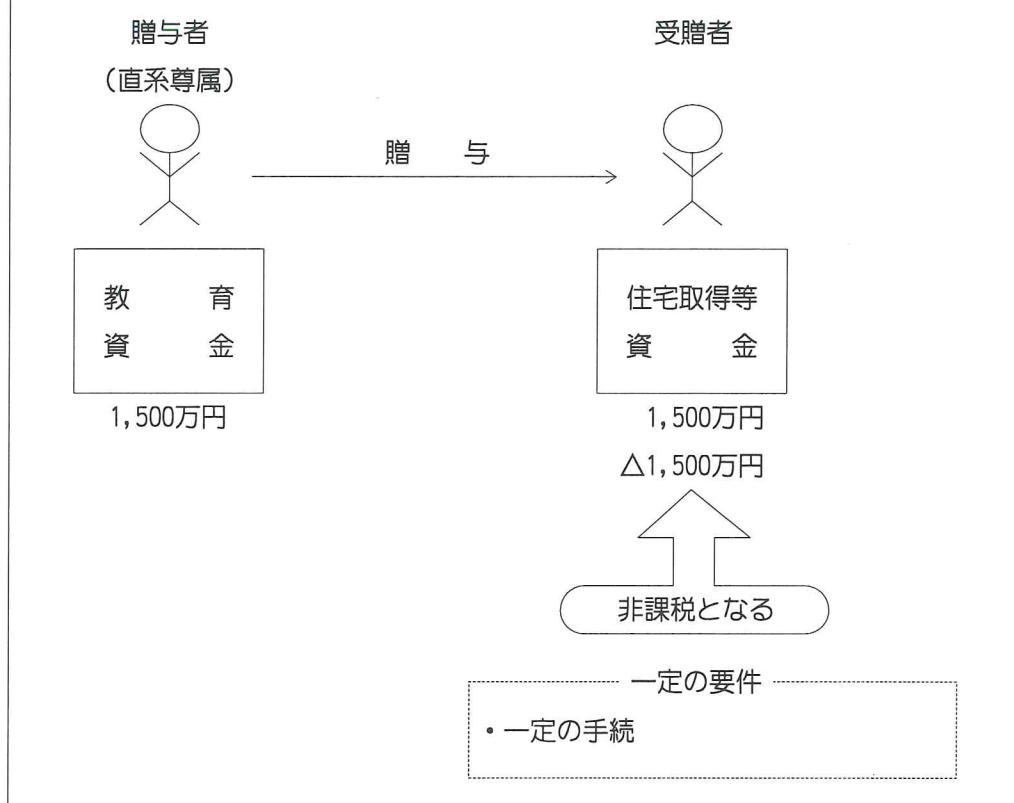


一定の要件

- 受贈者が申告期限において居住
- 申告手続

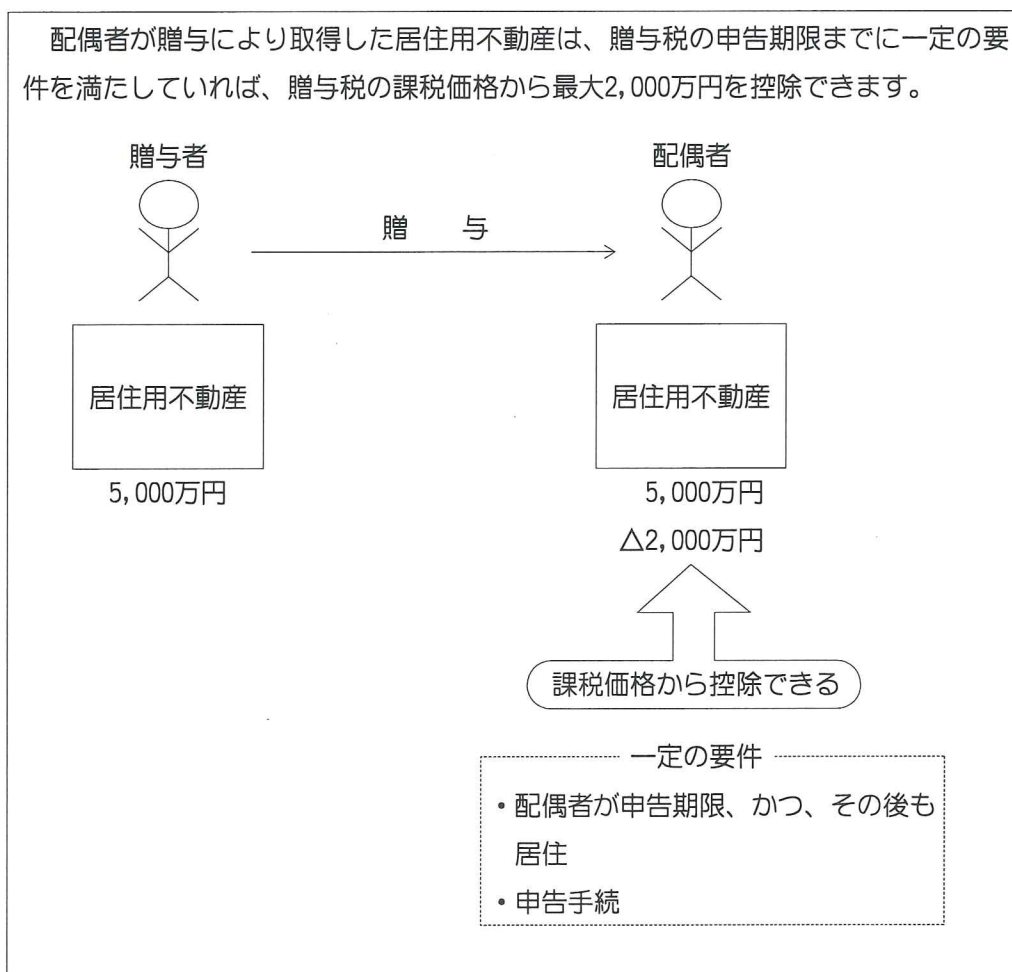
(2) 金銭（教育目的）→ 教育資金の贈与税の非課税

受贈者が贈与により取得した教育資金は、贈与税の申告期限までに一定の要件を満たしていれば、贈与税の課税価格上、非課税財産として最大1,500万円が課税されません。



(3) 居住用不動産 → 贈与税の配偶者控除

配偶者が贈与により取得した居住用不動産は、贈与税の申告期限までに一定の要件を満たしていれば、贈与税の課税価格から最大2,000万円を控除できます。



(4) 非上場株式 → 非上場株式等の納税猶予

相続税と同様に、受贈者が贈与により取得した非上場株式等は、贈与税の申告期限までに一定の要件を満たしていれば、その非上場株式等に係る贈与税額が猶予されます。

テーマ 5 各コースの特徴

● レギュラーコース

レギュラーコースは、理論と計算を体系づけて学習するスタンダードなコースです。複数科目を学習する方や仕事をしながら学習する方であっても無理なく学習できるようになっています。

9月	基礎・応用期	5月	直前期	7月
計算・理論並行				
<使用教材>		<使用教材>		
・基本テキスト		・直前対策テキスト		
・理論テキスト		・理論ドクター		
・トレーニング		・答練（模擬テスト）		
・理論マスター		・全国公開模試		
・ミニ・実力テスト				
・得点力養成講義				
テキストを使用したインプット中心		答練によるアウトプット中心		

★ 年内完結コース

年内完結コースは、本試験で頻繁に出題される計算項目を中心に、年内に受験上必要な項目をほぼ網羅できるコースとなっています。

年内に本試験レベルまで到達するため、学習の進度が速いので、学習に専念できる環境にある方や受験経験のある方にお勧めです。

9月	基礎・応用期	1月	応 用 期	5月	直 前 期	7月
	計算中心 <使用教材> ・基本テキスト ・理論テキスト ・トレーニング ・理論マスター ・ミニ・実力テスト		演習中心 <使用教材> ・上級テキスト ・理論テキスト ・トレーニング ・理論マスター ・上級演習(15回)		<使用教材> ・直前対策テキスト ・理論ドクター ・答練(模擬テスト) ・全国公開模試	
	テキストを使用した インプット中心		演習による アウトプット中心		答練によるアウトプット中心	

税法実務講座「税法入門」プレゼント！

2016年合格目標で「法人税法」「所得税法」「相続税法」「消費税法」を新たに学習する方に、税法学習の理解促進・つまづき防止に最適な税法実務講座「税法入門」をプレゼントします！「税法入門」は各税法科目の知識のない方を対象とし、各税目の仕組みや税額の計算方法までの基本的な流れを学習する講座で、いずれの科目も4回のコンパクトな講義です。「税法入門」を利用して幸先の良いスタートを切ってください。

キャンペーン内容

2015年7月21日（火）～9月6日（日）のキャンペーン期間中に、「法人税法」「所得税法」「相続税法」「消費税法」の「レギュラーコース」又は「年内完結+上級コース」のいずれかを
お申込みの方に、お申込みの科目の税法実務講座「税法入門」を
プレゼントいたします。

※ Web通信講座での受講となります。キャンペーンの詳細につきましては、「税理士講座パンフレット」をご覧ください。



税法入門活用法 その1

「税法入門」では、各税法科目の全体像を掴むことができます。そのため、本コース学習前または学習初期に、「税法入門」を受講することで、本コースの講義で各論点を学習する際に、全体の中でどの部分を学習しているかを明確にして取り組むことができます。

税法入門活用法 その2

「税法入門」で取り扱う論点を、本コースで学習した際に、その都度「税法入門」に立ち戻ること、各論点の全体での中での位置づけや他の論点との関係などを確認することができますので、理解度が深まり、学習効果をより高めることができます。

税法実務講座 受講者の声(法人税受講者)

税法科目の学習にあたり、講師に勧められて会計科目の試験後すぐに「税法入門」の学習を始めました。「税法入門」受講後、税法実務講座の「申告書作成」まで受講したことで、全体的な概要を掴め、効率良く法人税法の学習を進めることができました。税理士試験では、実際の申告書を基にした問題が出題されることもあり、申告書を作成しながら進める講義スタイルは、効果的で試験にも役立つ内容だったと思います。

**第66回税理士試験
での合格を目指す
受験生をTACは
全力で応援します！**

TAC経理実務/税法実務講座の詳細につきましては、「経理実務/税法実務講座パンフレット」をご覧ください。